

# 宮崎県立高鍋高等学校同窓会「鳴海ヶ丘会」育英会奨学金規定

## 第1章 総則

### 第1条 目的

高鍋高等学校同窓会「鳴海ヶ丘会」（以下本会という）は、文武両道を目指し、人物、学力共に優れた高鍋高校卒業生であって経済的理由により、修学が困難である者に対し、学資の給付を行うことにより、社会に有為な人材を育成することを目的として育英会奨学金規定（以下本規定という）を定める。

### 第2条 基金

本規定の基金は、第1条の目的に賛同する高鍋高校同窓生等の寄付金により設けられた「鳴海ヶ丘会」育英会基金によりその全額を出資する。

### 第3条 奨学生の資格

本会の奨学生となる者は、文武両道を目指し、人物、学力共に優れた高鍋高校卒業生であって経済的理由により、修学が困難であると認められた者を原則とする。

### 第4条 奨学生の人数、金額および給付期間

- (1) 人数は各年度卒業生より1名とする。
- (2) 月額20,000円を4年間給付する。返還義務はない。
- (3) 奨学生が休学や退学をした場合等は、奨学金の給付を休止する。詳しくは第9条に定める。

### 第5条 審査委員会

- (1) 本規定の奨学生の採用、適格審査等のため奨学生審査委員会（以下審査委員会という）をおく。
- (2) 審査委員会は、次のように構成される。  
同窓会長、同窓会副会長、校長、進路指導部主任、3年学年主任・副主任、同窓会事務局長
- (3) 審査委員会は奨学生としての資格の審査を行う。
- (4) 審査委員会は、原則3月末に開催する。
- (5) 奨学生の承認は同窓会長が行う。しかし、審査の結果を後の理事会に報告し了解を得なければならない。

## 第2章 奨学生の採用及び奨学金の給付

### 第6条 奨学金申込書の提出

- (1) 奨学生志望者は、高校3学年時に、本会あてに奨学金申込書、その他会長が定める書類を本会へ提出して、その審査を受けなければならない。

### 第7条 奨学生の採用

- (1) 奨学生の採用は、前条により提出された書類について、第3条の規定に基づき、審査委員会で審議の上、同窓会長の承認を得て決定される。
- (2) 本会は、前条の同窓会長の承認に基づき、該当者に通知を行う。

### 第8条 奨学生の異動届

奨学生またはその保護者は、次の項目に該当する場合は、直ちに本会に届け出なければな

らない。

- (1) 休学・復学・転学・留学・退学をした場合、又は原級留置の措置を受けた場合。
- (2) 本人の氏名又は保護者の氏名、住所、その他重要な事項に変更があった場合。
- (3) 奨学生が死亡した場合。

#### 第9条 転学、留学又は退学による奨学金の取扱

- (1) 奨学生が、退学又は転学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。
- (2) 奨学生が休学、留学した場合、または原級留置の措置を受けた場合は、原則として奨学金の交付を休止するが、交付継続を希望する場合は審査委員会で審議を行い、同窓会長の承認を得て認めることができる。

#### 第10条 奨学金の辞退

奨学生は、随時奨学金の辞退を申し出ることができる。

### 第3章 奨学金規約の変更

第11条 本規定の変更については、理事会の承認を必要とする。

#### 附 則

1. 本規定は平成23年年8月13日より施行する。